

## 4 本 間 勝 美 議 員

- 1 義務教育学校設置に伴う教育環境について
- 2 運動公園の管理について



### 1 義務教育学校設置に伴う教育環境について

令和5年10月に着工した、義務教育9か年の発達段階を踏まえた一貫性のある教育活動を推進し、確かな学力を身につけ、個性や能力を育み、人間性・社会性豊かな子どもを育成する特色ある教育を目指した、岩内中央学園の建設工事が順調に進んでいます。令和8年4月の開校に向けて、検討すべき内容や解決していかなければならない課題について、開校準備委員会での具体的な検討内容や教職員との連携強化を図るための新たな推進体制など協議されてきていると思います。

そこでお伺いいたします。

①令和8年度開校までの開校準備委員会における令和5年度の成果と今年度の取組、令和7年度の取組見通しなど、どのようになっていますか。

②令和8年4月開校時は、岩内中央学園に児童生徒約600名が一斉に登下校します。今年も北海道で登下校での児童生徒の痛ましい交通事故が相次いで報道されました。開校までの通学路の点検、横断歩道、信号機、交通指導員の配置などどのような対策を検討していますか。

③岩内町義務教育学校基本構想・基本計画では、通学距離を小学生で2キロメートル以内、中学生で3キロメートル以内としたが、2キロメートル圏外の児童数及び3キロメートル圏外の生徒数は。また、これら児童生徒の通学にはスクールバスかノッタラインの併用、神恵内線廃止に伴う代替えバスの利用などどのような方法が考えられますか。

④学校では、学校保健安全法施行規則第5条により、健康診断は毎学年6月30日までに行うものとなっています。岩内町健康寿命延伸プランにもある歯の健康についてお聞きします。令和5年度の岩内町児童生徒の歯科健診の状況は。以前にも質問しましたが、フッ化洗口については、希望制でありメリット・デメリットもありますが令和6年度の取り組みはどのようになっていますか。希望制で実施していない児童生徒数は。

⑤令和8年度から学校開放事業は、どのようになりますか。

⑥フットサル、ちびっこサッカーは毎週火曜日に東小学校を利用しています。しかし、体育館トイレが和式で幼稚園児や保育所児がトイレを使えない現状であります。東小学校も避難所として指定されており、通常の学校生活でも利用可能

と思いますので、本格的な工事ができなくても、簡易式の洋式便器の設置はできないものですか。

⑦不登校児童生徒は、令和3年度から徐々に増加傾向にあります。その対策として、児童生徒及び保護者とスクールカウンセラーを含む学校関係者の面談の成果で新年度から登校できるようになった児童生徒もいると聞いております。過去3年間の不登校児童生徒数は。特に、令和6年度の4月及び5月の状況は。

⑧岩内中央学園の周りには、神社通りの桜並木、さらには、含翠園を中心とした観光名所となる施設があります。現在工事中の体育館の横やグラウンド側にも古くからある桜があり、これについても、神社通りの桜並木同様に季節になるときれいな花を咲かせています。今年度、岩内中央学園の外構工事が予定されておりますが、これら、旧校舎周辺にある木々の剪定はどのようにすすめ、保存等の考えはあるのかお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

1 項めは、開校準備委員会における令和5年度の成果と今年度の取組、令和7年度の見通しなどについてであります。

新たな学校整備に向けた開校準備委員会は、これまで、計9回開催してきたところであり、開校に向けた様々な課題に対して、調査・検討を行っているところでありますが、その基本的な理念としては、開校時に子どもたちが、つまづくことなく、学びを継続することであると考えております。そうした中、令和5年度においては、小中学校4校の統一した取り組みと、準備委員会と校内検討組織との連携を図るための推進体制を新たに構築した上で、岩内中央学園の目指す学校像をはじめ9年間の発達段階に応じた18のスキル、独自教科となる、まちづくり科の新設など、8つの特色などを明記した、グランドデザインを策定するなど、目指すべきゴールを明確にしてきたところであります。

また、そのグランドデザインをベースとした、開校までのロードマップを作成したところであり、先進校よりも1年間早いスケジュール感のもと、検討・移行期間を設定する中で、開校までの具体的な見通しを、開校準備委員会委員並びに教職員の間で共有してきたところでもあります。

令和6年度の取り組みといたしましては、小中学校4校の取り組みをさらに充実させていくために、全教職員で構成する検討委員会を設置し、岩内中央学園の学校経営計画の作成に向けた、本格的な検討が始まったところであります。

そのほか、校歌及び校章の策定作業をはじめ、指定通学路の設定など、必要な検討課題に向けて対応してまいります。

令和7年度の見通しといたしましては、開校1年前という中において、前年度に策定した、岩内中央学園の学校経営計画に基づいた教育活動を、小中学校4校において実践しながら、当該計画の見直しを行うこととしております。

そのほか、通学路の安全対策、閉校式及び開校式などの検討も計画しているところであります。

2 項めは、岩内中央学園開校までの通学路の点検、横断歩道、信号機、交通指導員の配置などの対策の検討についてであります。

現在、学校、PTA、岩内警察署、道路管理者、教育委員会から組織される、通学路安全推進会議において、夏季と冬季の年2回、横断歩道や信号機の設置状況や危険箇所等の現地確認並びに、冬期間の道路の状況や除排雪の状況についても、関係者による合同点検を行う中で、学校の安全確保に努めているところです。

岩内中央学園の安全対策につきましても、同様に通学路安全推進会議において今年度から検討を始めることとしており、新たな学校整備に向けた開校準備委員会での意見も参考とし、安全確保が図られるよう検討を進めてまいります。

3 項めは、通学距離圏外の児童生徒数及び通学方法についてであります。

岩内中央学園における通学距離の考え方につきましては、令和2年3月に策定した、岩内町義務教育学校基本構想において、国の基準や保護者アンケートの結果などを踏まえ、本町の実態に即した基準として、児童生徒の歩ける通学距離の目安を、小学校では概ね2キロメートル以内、中学校では概ね3キロメートル以内と設定したところであり、この基準をもとに、開校準備委員会を中心に、通学手段及び通学支援のあり方について、検討を重ねているところであります。

基準となる通学距離圏外の対象児童生徒は、岩内西小学校より西側地域と、株式会社木地リード付近より南側地域に限定されており、令和8年開校時における、当該エリアの児童生徒数は、昨年の調査時点における、2キロメートル圏外の小中学校合わせた人数となりますが、約19名と想定しているところであります。

また、基準となる通学距離圏外の児童生徒に対する、交通手段など支援のあり方につきましては、通学距離及び通学時間を考慮する中で、スクールバスの導入をはじめ、路線バスや地域公共交通の活用など、複数の選択肢から、効率性や経済性の観点による比較検討を行った結果、現時点の方向性としては、登下校時に当該エリア周辺を運行ルートとする、ノッタラインの活用が望ましいと考えているところであり、今後、具体的な活用については、関係機関と協議を行っていく予定であります。

いずれにいたしましても、通学環境の検討にあたりましては、保護者による送迎などの実態をはじめ、各家庭それぞれの事情も考慮する必要があると考えますので、今後、対象世帯への個別ヒアリングなども実施した上で、通学時の安全確保を前提とした、本町の実態に即した通学環境を整備してまいります。

4項めは、令和5年度の歯科健診の状況と令和6年度のフッ化物洗口の取り組み及び希望しない児童生徒数についてであります。

令和5年度の児童生徒の歯科健診の状況につきましては、後志歯科医師会岩内分会より6名の歯科医を派遣いただき、全児童生徒を対象に、6月29日までにすべての学校で実施しております。

次に、令和6年度のフッ化物洗口の取り組み状況であります。令和2年から5年までは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としておりましたが、本年度は、全児童に実施希望調査票を配布し、希望する児童に対し、6月からフッ化物洗口を実施しているところであります。

なお、希望しない児童数については、小学生393人のうち112人となっております。

5項めは、令和8年度からの学校開放事業についてであります。

学校体育施設開放事業におきましては、現在、町内各小中学校4校の体育館にて、バスケットボール、バレーボール、サッカーなど13のスポーツ競技団体に対し、スポーツ開放を実施しているところであります。

令和8年度以降の学校体育施設開放事業につきましては、今後、利活用の方針が決定される小中学校4校の状況や、岩内中央学園の体育館などの活用も含めて、本事業の実施方法等について検討してまいります。

6項めは、東小学校体育館トイレの改善についてであります。

現在、岩内東小学校体育館のトイレにつきましては、男女ともに和式便器を設置しておりますが、学校開放時における利用実態を踏まえ、洋式便器が未設置となっている他校も含めて、簡易式の洋式便器設置に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

7項めは、過去3年間の不登校児童生徒数と令和6年度の4月及び5月の不登校児童生徒数についてであります。

過去3年間の不登校児童生徒数につきましては、文部科学省において実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の報告数値では、令和5年度が63人、令和4年度が29人、令和3年度が40人であり、令和6年度の各学校からの月例報告書による、連続して7日以上欠席し

た児童生徒といたしましては、4月は13人、5月は19人となっております。

8項めは、岩内中央学園の外構工事についてであります。

旧岩内中央小学校周辺における、桜をはじめとする木々の剪定につきましては、以前、町民からの要望もあり、卒業生はもとより地域の方にとりましても、思い出深い象徴的な存在であることを踏まえ、基本的な考えとして、桜の木を中心に保存を前提とした設計を進めているところであります。

一方で、一部の桜につきましては、病気により枯れかけている木もあるため、これらは、やむを得ず伐採することとなりますが、代わりに、新しい桜の苗木を植樹することを計画しており、令和7年度発注予定の外構工事において実施してまいります。

## 2 運動公園の管理について

これまで運動公園の維持管理については、3度ほど質問をさせていただき改修や改善を実施していただき敬意を表します。設置後40年以上経過し樹木の枝払い、計画的にされているものの、うっそうとしているのが現状であります。

そこでお伺いたします。

①噴水跡に設置した花壇の維持管理はどのようにされていますか、設置当初は、整備も行き届き景観もきれいでしたが最近はきれいな状態とは言えません。周辺の石垣も一部崩れており危険を感じます。今後の花壇の維持管理と周辺の石垣の修繕は。

②運動公園内の施設の修繕は、岩内町都市公園施設長寿命化計画に基づき、健全度・危険度がDの重大な事故につながる恐れがあり、緊急な修繕が必要とされるもの、または、施設使用の中止措置の検討が必要となるなど緊急な修繕が必要なもの優先し、交付金や起債を活用しながら改修を行っています。

しかし、陸上競技場本部席外部階段は、鉄骨階段部分のサビが著しく健全度・危険度判定がDになっているにもかかわらず、施設の使用中止と立入禁止のための標識ロープを設けているだけです。今後、計画的に整備する予定は。

③運動公園内のトイレは、入口駐車場前の公衆トイレ（水洗洋式）、サッカー・ラグビー場の管理センタートイレ水洗和式、多目的広場トイレ水洗和式、障がい者洋式が設置されています。利用者からは開設時期の変更や和式から洋式改修希望もあります。

また、障がい者用トイレは故障中で利用できないようになっていますが今後の対応は。

④運動公園前のポプラ並木などの防風林は、令和4年の暴風による倒木が原因で周辺地域が一時停電になりました。その後、専門家の立会いによる現場検証を行った結果、樹木の健康状態は良好であり、すぐさま倒木の恐れはないものの、樹木の生長によって高木となっているため、立地条件を勘案し、風の抵抗を軽減するため、一定程度の剪定は必要であるとの助言のもと高所作業車で剪定したと思います。

しかし、現状は10本ほどの並木のうち半数は、葉の芽吹きもなく立ち枯れています。さらに、川沿いの防風林も立ち枯れの木が密集しています。岩内川墓地通りは児童生徒の通学路にも利用されており多くの子どもが往来します。今後の対応は。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、噴水跡の花壇の維持管理、及び周辺石垣の修繕についてであります。

運動公園内の噴水につきましては、令和3年度に用途を廃止し、その跡に芝桜、パンジー、チューリップを植樹した花壇を整備し、維持管理を、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき制定した、岩内町障害者就労施設等からの物品等の調達方針を活用し、令和4年度より、社会福祉法人あけぼの福祉会に業務委託しているところであります。

こうしたことから、本業務委託の性質上の理解をもとに、植樹管理の専門業者に委託する都市公園管理業務において、維持管理を補う計画としておりますので、必要に応じて、除草及び補植を行ってまいります。

次に、周辺の石垣については、町職員によるパトロールの他、都市公園管理業務の受託業者や利用者からの情報提供を元に修繕をしてきたところでありますので、今後においても適宜、対応してまいります。

2 項めは、陸上競技場本部席外階段の整備予定についてであります。

岩内町都市公園施設長寿命化計画につきましては、財源を国の社会資本整備総合交付金と起債を活用し取り進めているところであり、平成22年度に創設された国の社会資本整備総合交付金は、それまでの国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金制度であります。このため全国的には、その自由度の高さから要望事業が多岐に渡り、例年、各地方公共団体の要望額の総額が国土交通省の予算措置額を上回るため、内示率が低調となり、事業実施に影響も出ていることから、町といたしましては、事業の選択と集中が必要であると考え、現在は、総合公園いわないリゾートパークオートキャンプ場マリレビューの改修を優先しており、令和9年度までに終了する計画で進めているところであります。

一方、岩内運動公園の陸上競技場本部席につきましては、平成30年度に実施した点検結果において、外部の鉄骨階段部分に限定した場合、階段部分のさびが著しい事から、健全度・危険度判定がDとなっているため、現在、標識ロープを用いて施設の利用を中止しておりますが、陸上競技場本部席全体の総合評価は、Cとなっている事から、その他の公園施設との優先度を図りながら、今後の学教行事や部活動などの利用状況も確認し、令和10年度以降の改修計画の中で整備の必要性も含め検討して参ります。

3 項めは、運動公園内トイレの開設時期の変更、サッカー・ラグビー場前の管理センターと、多目的広場トイレの洋式化、及び多目的広場トイレの障がい者用トイレの修繕予定についてであります。

はじめに、運動公園内トイレの開設時期につきましては、毎年4月下旬から10月末までとなっております。トイレの開設時期の変更希望については、町に対して寄せられてはおりませんが、施設利用が大きく変化するような状況が確認された場合には、検討してまいります。

次に、サッカー・ラグビー場前の管理センターと多目的広場トイレの洋式化につきましては、岩内町都市公園施設長寿命化計画における検討課題と認識しておりますが、以前、入口駐車場前の公衆トイレを洋式化した際に、洋式トイレの水洗タンクの設置スペースを確保するため、女性用トイレを3基から2基

に減らす必要が生じるなど、課題もあったところであります。こうしたことから、各トイレの洋式化に向けては、スペースの確認も含め、検討が必要と考えております。

また、多目的広場トイレの障がい者用トイレにつきましては、昨年度、排水管が破損したため、使用を中止しておりますが、本年4月、設備業者に発注し、6月末の供用再開に向けて、現在修繕工事中であります。

4項めは、運動公園外周のポプラの管理についてであります。

岩内川墓地通り沿いのポプラにつきましては、令和4年度に倒木による停電が発生したことから、令和5年度において、24本の剪定を実施したのち、枝の育成状況も良好であると確認したところであります。こうした中、現在、7本のポプラにおいて、枝の育成状況は良好なもの、葉の育成状況がおもわしくないことから、樹木の専門業者による検証を行ったところ、現段階では枯れているとした判断は尚早であり、状況を見守る必要があると示されたところであります。

また、ポン岩内川沿いのポプラについては、今年度から5年程度をかけて、剪定を進める計画となっております。

いずれにいたしましても、運動公園外周のポプラにつきましては、定期的に樹木の専門業者による検証を実施し、必要に応じて剪定や伐木を行い、安全・安心に運動公園を利用して頂けるよう努めてまいります。